

提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

・意見の反映はせずに、素案どおりとしたもの

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	所有者に対して、長年空き家にしていることを、市が確認できた際には、懲役10年未満、500～1000万円の罰金を科すことも検討して欲しい。	本条例の違反については、行政刑罰に該当しないため、懲役や罰金を定めることができません。 なお、本条例の違反については、秩序罰に該当するため、地方自治法に基づき、定められている5万円以下の金額を条例(素案)第15条に規定しております。

・意見が要望や感想などであるため、直接反映はしないが、今後の施策の参考とするもの

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	第6条第3項に「当該所有者等に通知することが困難である時は、この限りでない。」とあるが、どういった場合が困難という判断がなされ、どういう手続きに進むのかご教示いただきたい。	条例(素案)第6条第3項に規定する「所有者等に通知することが困難である時」とは、不動産登記簿や戸籍謄本などによる調査結果として所有者等の所在が不明な場合や緊急性を要する場合は挙げられます。 上記の場合における立入調査につきましても、可能な範囲内において実施することを予定しています。
3	所有者等にたどり着くのに多大な時間と労力を要することが予想されるが、特定空家自体の状態が極限にせまる中、近隣住民は1日も早い解消を望むのが当然である。建物の状態も考慮に入れながらも、一定の期間を設けていかないと住民の安心安全な暮らしは守れない。所有者等が確定できた前提での助言、指導、勧告、命令、代執行という流れだが、所有者等が確定しづらい状況においても何らかの方策は持つておくべきだと思うがいかがでしょうか。	ご意見のとおり所有者等を確知するには、多くの時間を要する場合があります。調査の結果、所有者等が確知できない場合については、条例における指導等の措置を行うことはできませんが、必要に応じ現場への注意喚起や財産管理人制度を活用するなど、関係部署と連携し解決に向け検討してまいります。
4	法の対象とならない空き家をそのまま放置すれば、近い将来家屋が朽ちるだろうことは、容易に想像できます。そうしない為の手だてとして、法と同じように所有者に指導が行える「松原市空き家等の適切な管理に関する条例」の制定に賛同します。 また、空き家が少年少女のたまり場とならないようにする為にもこの条例が必要だと考えます。 なお、これから先のこととなりますが、条例にそって、所有者に指導を行う際には、所有者と現在の居住者の両者の思いによりそったかたちで進めてもらいたい。けっして、弱者をきりすてるような対応や結果にならないように留意してくださるようお願いいたします。	本条例に基づく指導等については、居住あり長屋等の状況や所有者の事情等を踏まえながら、適切に進めていきたいと考えております。 なお、長屋等の居住者につきましては、必要に応じ居住支援等について、関係部署とも連携していきたいと考えております。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	<p>今、障がい者施設のグループホームにいますが、空き家が歩いていても多いような感じがします。私の提案としては、松原市から引っ越し際の転出届に、住んでいた土地を明け渡すのか、そのままにしておくのかを書かせておく方法が良いかと思えます。</p> <p>また、商店街でも空き店舗が増えているので、商店街連合会と話し合いの場を設けて、かつての賑わいに戻って欲しいです。</p>	<p>ご意見いただきました転出届の際の意向確認や空き店舗の利活用につきましては、空き家等を増やさない取り組みとして、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>我が家の裏に4軒の長屋があります！一軒だけ入居されていますが、後3軒は長年ほったらかしで、家の前には自転車も放ったらかし、草も生えて、ジメジメした状態で、ゴキブリも発生しています。環境が良くないような感じがします。</p>	<p>ご指摘いただいている空き家等については、本条例により、市の権限で所有者調査や指導等が実施できるようになるため、条例制定後、所有者等に対して適切な管理を求めてまいります。</p>